

施設基準届出について

当院では

【コンタクト検査料 1、短期滞在手術等基本料 1】について中国四国厚生局に届出をしています

●コンタクト検査料 1 について

1 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 288 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は再診料 73 点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料 1 (令和 5 年 9 月 1 日から)

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行なった場合は、200 点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記につきご不明な点をご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 清水 律子

眼科診療経験： 33 年 (令和 5 年 8 月 31 日現在)

●短期滞在手術等基本料 1 について

当院では翼状片の手術時に短期滞在手術等基本料 1 を算定いたします。

しみず眼科